

右申告ス

昭和五年十一月十三日

申告者			本籍地	現任所	氏名
			本籍地ニ同じ	神奈川知事(現任所)	
			官等叙	整	長
			籍番號		

備考

(一) 本調査、部隊長又は殘務取扱者等ニ於テ吳地方復員局人事部長宛通報ニ非ズ、認メラレモ、付記載ス
(二) 吳鎮在籍者、持務官、准主長、下士官、兵ニ付記載ス
(三) 同村縣人、勿論他村縣出身者ニ就テモ記載ス
(四) 吳行ニシテ範圍ニ於テ出来得ル限リ詳細記載ス
(五) 他人ヨリ聞キテ承知シタル事項ハ各當該欄ニ相手方ヲ記載ス
(六) 送付先

吳市

吳地方復員局人事部長宛

68925

天A三三

昭和三年十一月三十日

申告者

元等級上落

現況不明者

現住所

常務系

元等級上落

知事

元等級上落

本署

昭和三年七月廿五日

人

戦死

北

三重縣上野市

北

戦死

北

戦死

合

戦死

答	相	議												
本所 内陸地方 及 年 月 日 復興時 政務 （部） 復興 政務 卿 宅	下記に於ける軍人 軍属死没者又は 最終の消息を いふ人がある との印 （湯田健彦氏） （示す下） <table border="1"> <tr> <td>旧海軍省</td> <td>旧海軍省</td> <td>旧海軍省</td> <td>旧海軍省</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>（無）</td> <td>（無）</td> <td>（無）</td> <td>（無）</td> </tr> </table>	旧海軍省	旧海軍省	旧海軍省	旧海軍省	有	有	有	有	（無）	（無）	（無）	（無）	本所 内陸地方 及 年 月 日 復興時 政務 （部） 復興 政務 卿 宅
旧海軍省	旧海軍省	旧海軍省	旧海軍省											
有	有	有	有											
（無）	（無）	（無）	（無）											

整理毒鼠

元海軍軍人現況不明者調書

[illegible]

25-10

香

作帳 68

縣

本人の最後の
通信

留守担当者

（駐令年月日）

軍人現況下明書調書

等級氏

名

氏

名

氏

名

氏

名

氏

名

氏

交戦力

及知しつる状況

駐屯の状況

従軍年月日

年

月

日

情報提供者

氏

名

氏

名

氏

名

氏

内容

同右現況

氏

名

氏

名

氏

名

氏

出典金年月日

行先

本人の住所

氏

名

氏

名

氏

名

氏

入典金年月日

行先

本人の住所

氏

名

氏

名

氏

名

氏

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

（石）
（石）
（石）

本日思ふに多き故郷より、兩便に接ふ懐念により何共

申上りやうのうい感情に補ゆれましあ。

人事部

又御見致ますと共に、頭上清か来りおすめの總て
悲念い思ひ出のみのみで参りいます。

其の後の生存其のいのちも不思議な位に感事が致え

第一課

す。さうして、現今に於てまゐるは、當時の意氣を反

転敗戦日本の再建に産業生産復興に折角の力

致志を盡ります。故に、他事下は、お安心下さい。又

其の後、於ておすゑて何かと手續を致す可き事、お

沖産番にすれば、お通知下さい。早速お返事致します。

さて、本日お照會の、海軍兵曹長、氏、氏、

解答

一、戦死年月日

昭和二十一年七月二十六日、午前十一時四十五分

125-10

場所

朝鮮黃海道海州州屋冲南方五哩地點

乗組員名

第十八回出丸

職名

掌砲長兼航海士

情況

昭和二十年七月二十六日午前十一時二十分

當艦當隊(早九掃)陸前丸に右記地味に

於て任務交代に依り申継實施中突如南方

水平線の彼方に黒點二個當艦見張員が

発見情況を通報し來る當時

當艦將校として艦橋に勤務中其の報接する

や直ちに合戦準備の命令を發せ刻々黒點の

変化を見詰めあり玉か約十分後の午前十

時三十分先記黒點は敵機と判るあり

此の變持ちの機關の運轉情況は全力運轉中

午前十時三十分、敵艦陸前丸は敵機の投下せる
最初の爆弾に命中す。刻の間も置かず沈没せり。
同時刻、本軍十八日の丸は封を敵機は盛んある
爆撃と機銃掃射を行ひ来り。幸ひあつて本
艦は爆弾は命中せざりし。至近弾の散りか
りし為め、艇の動搖甚き。且つ其の爲め、奔雨機及
補助機は破損あり。艇内は暗黒と化せり。と
同時に艇の運航は停止せり。本艦及其周辺一帯は
爆撃と機銃掃射のさかき。應戦も最初は盛んあ
りし。次第に衰えて、戦斗僅か十五分間程なり。
ものであつたと思はれる。

至近弾三発目位は私と
兵曹長とは佐
官と情況並に運路を取りつゝありしも、四発目

185/2

敵しき爆風を喰ふに艦橋の大車を吹き船はされ多し
思われ幾等公衆驚きと声上りし返答あり遠く彼
方ハ「ウエー」声の聞えるのを私は感ぜり。と同時に本艇の
艦底に破孔を生じ其處より甚しき浸水が始まり出しか
本艇は其時より大さく傾斜を始め次第に沈没しつゝある
を覚えり。

敵しき破銃掃射の爲の遂に本蒸氣管及補助蒸氣
管ハ破銃彈數多命中。彼方此方ハ蒸氣の噴き出し
く次第に艦閉塞に居られあり當止むを得ず兵隊を
逃れさせ最後ハ私が艦閉塞を思ひ

上甲板に上りあて見ると敵銃員及砲員の幾人か
ヲ戦死し居るを認め多し。敵機の上空に在りて攻撃手を
續行中あり。

12570

第四日、爆風を受け、時本艇乗組中の
(司令)及 艦長共、戦死したるものか、
り、事が出来ぬか、

上甲板の彼、此方、紅い煙、多量の
見、湯水の煙、が、如、何、にも、哀、れ、に、見、え、け、ら、れ、ま、し、ぬ、

幸々、大尉(艇長)及、中、大、雷、長、は、生、存、し、て、居、り、れ、
同日午後、時、の、か、カ、員、傷、せ、る、艇、長、よ、り、總、員、退、去、の、命、令、
が、發、せ、ら、れ、以、後、生、存、者、は、懷、し、く、思、ひ、出、ろ、う、と、第、十、八、日、の、夜、
を、退、去、す、時、右、敵、機、上、空、三、百、米、を、旋、回、銃、撃、續、行、中、
總、員、退、去、後、約、十、分、に、し、て、長、兄、第、十、八、日、の、夜、九、は、海、底、
に、沈、せ、り、沈、没、時、間、昭和、二十、年、七、月、二、十、六、日、午、後、四、時、十、分、
至、本、艇、沈、没、と、同、時、に、敵、機、を、停、止、機、首、を、南、方、に、向、け、し、
當、地、已、に、脱、去、せ、り、敵、機、脱、去、後、約、一、時、間、経、過、し、な、る、後、

・1874

我々海軍艦乗り一ツカ木片にすがり我々生存者ヲ海
上ニ泳ぎ浮んで居るヲを救助せられ

然して生存者一同一先ハ海軍艦に収容され應急手當處
置を受け同日午後六時の人々海洲港港に到着直ちに
トランク自働車にて通立海洲病院に入院治療をば
受けし事とあり

入院中隊長より言葉に振られ

■ 幸手隊長の當時の部下統御及指揮命令を攻撃
精神の盛んであつた事は實に立派なものであつた

■ 兵隊長の戦死は多量の兵隊の死の四割目の爆撃機に
落さ大なる爆風を喰つたあの時であつたといふべし

■ 戦後任務に就きその實に氣の毒な事であつた
■ 以後約一週間戦場海面の死体捜査に努めしり

無常長以下八名の死体の收容の出来得るか否か
事は實に~~重要~~遺憾でありました。他の司令以下
十数名の死体を收容大葬に附き、本願寺に於ては
艱苦しき事になりました。

其の他詳細は遺憾下ら私は概観料でありました。故に先
を反映させる事が出来ないのを残念に思っております。

以上を以て、私の報告を呈し、解答を乞ひます。

私の無常長に対する印象を申上げれば、
性格は至って真面目、氣力剛健、体力強健
又安直、胡も亦、及面をり見出す事が出来ました。

昭和二十二年三月十六日

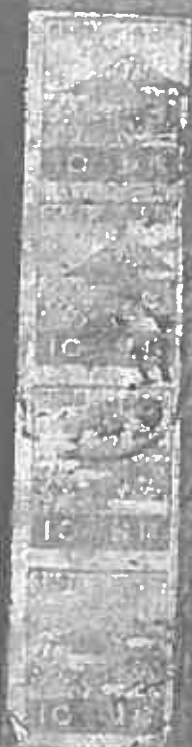
舞鶴地方復興局人事部

特准係

殿



1946



Handwritten text in Japanese, likely a return address or recipient information, written in a cursive style. The text is arranged in several lines, with some characters appearing to be '東京' (Tokyo) and '郵便' (Post).

613



熊之集

23/5/

死亡年月日 昭和二十二年七月廿五日
 死亡場所 選擇湯
 死亡原因 部死
 身上不明

右の通承知してあり市告成しより

昭和二十二年十月二十一日

申告書番号	第 一 号
本籍地	〔黒塗り〕
現住所	〔黒塗り〕
所属部隊	朝鮮大北軍団 漢江方面特別根據地隊 第 一 隊 隊長

備考

一 本調査は無殺傷の身と聞得一切と處理するものとあるが慎重に且つ詳細に記入して下さい
 二 他人の聞得も承知し其事項は其の旨末尾余白に記入して下さい

446619

死 戮 者 同 害

本籍地	同松						
現住所	一宮惣領家 茅二務整丸						
所屬部隊							
入隊年月日	昭和十八年十一月一日						
官位	二等兵	氏名	山田 隆夫	生年月日	昭和二十年八月二十日	入隊番号	〇〇〇〇
内地帰還出發年月日	昭和二十年八月二十日	同					
内地到港年月日	昭和二十年八月二十日	同					
徴發の経緯							
發病(死亡)年月日	昭和二十年七月二十日						
病名(受病部位)	不明						
發病(受傷)又 は歿後時の状況	不明						
死亡年月日時刻及場所	昭和二十年七月二十日午後一時十五分						

126

右中告示

昭和十一年 五月 二十一日

中 告 告			
氏 名	所 属 部 隊	現 住 所	本 籍 地
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	同 左
			監 視 隊 隊 長 補 佐
入 部 番 號	[Redacted]	[Redacted]	官 階 級
			水 兵 長

備 考

(一) 本則書は部隊長又は現地の指揮官等に於て吳地方務員局人事部長宛
 通報に非ずと認むるものみに付記載す
 (二) 吳鎮在籍の特務士官、雄士官、下士官、兵に付記載す
 (三) 同府縣人は勿論他府縣出身者に於ても記載す
 (四) 同知得しある証書に於て出来得る限り詳細に記載す
 (五) 他人より聞きて承知したる事項は各當該欄に其旨を記載す
 (六) 送 付 先

吳地方務員局人事部長